

平成 27 年 7 月 17 日  
給付指 2015-91

文書区分		
重要度高	周知確認	要報告
		緊急

## 20 歳前障害基礎年金の初診日の審査にかかる事務取扱 (指示・依頼)

### 目的・趣旨

20 歳前障害基礎年金の初診日の判断において、20 歳より前に受診していることが医療機関の証明により明らかであるものの、初診日にかかる医療機関の証明が添付されていないため、初診日不明により却下処分とした事案が発生しました。

このことを受けて、同様の事案にかかる初診日の判断に関する事務取扱についてお示しするものです。

### ポイント（内容）

#### 1. 20 歳前障害基礎年金の初診日の審査にかかる事務取扱

(1) 20 歳前障害基礎年金請求の審査において、少なくとも 20 歳より前に受診していることが医療機関の証明により明らかである場合（以下、当該証明を「20 歳前受診証明」という。）は、初診日不明として却下することのないよう取り扱ってください。

初診日の判断に当たっては、年金請求書及び病歴・就労状況等申立書等に記載された本人の申し立てた初診日を確認し、他の書類と比較して不整合が無い場合は、その日を初診日と判断してください。（別添「20 歳前障害基礎年金の初診日の審査にかかる事例」①②参照）

(2) ただし、20 歳前障害基礎年金の請求であっても、次の①及び②の場合のように初診日の判断によって請求する制度や障害認定日等の審査結果に影響を与える場合は、初診日を慎重に判断する必要があることから、本人の申し立てのみをもって初診日を認定することなく、裏付けとなる参考資料を確認し、初診日を判断してください。

① 20 歳より前に厚生年金保険被保険者期間があり、20 歳前受診証明では、初診日が厚生年金保険被保険者期間か否か判断できない場合であって、本人の申し立てた初診日が厚生年金保険被保険者期間である場合（別添③参照）

② 20歳前受診証明では、障害認定日が20歳に達した日以前であるか否か判断できない場合であつて、本人の申し立てた初診日によると障害認定日が20歳に達した日以前である場合（別添④参照）

（3）20歳前障害基礎年金の初診日の審査にかかる協議依頼について

本指示依頼発出後、事務センターにおいて（2）②に該当し、かつ、初診日不明により却下すべき事案であると判断した場合は、本部においても初診日の判断について確認するため、処分決定の前に給付企画部障害認定業務検討PTに協議を行ってください。協議にあたっては、次の①～⑥書類の写し及び送付書（別紙）を給付企画部障害認定業務検討PTあてに送付してください。

＜添付書類＞

- ①年金請求書
- ②障害認定調書
- ③病歴・就労状況等申立書
- ④受診状況等証明書
- ⑤診断書
- ⑥その他障害認定関係の書類一式

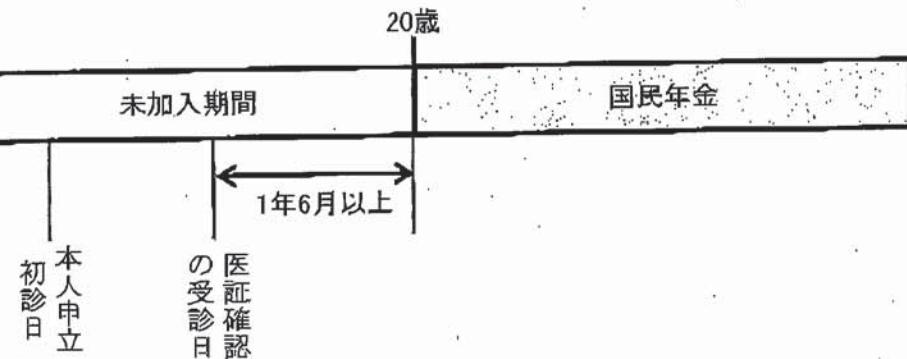
2. 20歳前障害基礎年金の初診日にかかる提出書類のご案内

上記1. の事務取扱により、20歳前障害基礎年金の請求時の提出書類を変更するものではありませんので、お客様への提出書類の説明はこれまでと同様にお願いします。

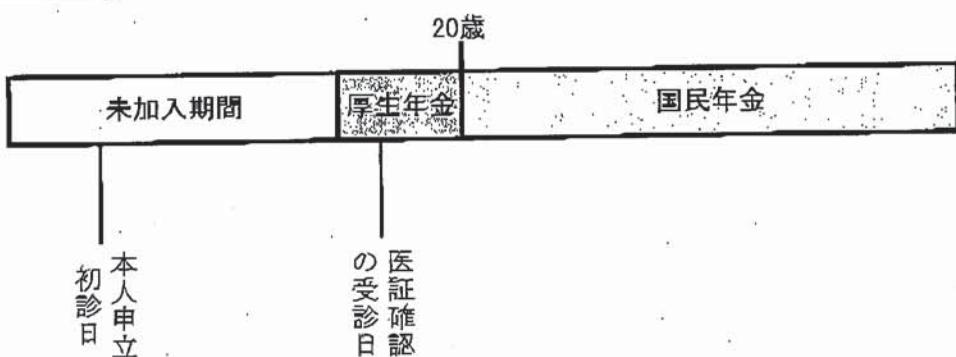
別添  
平成 27 年 7 月  
給付企画部

20 歳前障害基礎年金の初診日の審査にかかる事例

① 本人の申立等を基に初診日を判断する事例 1

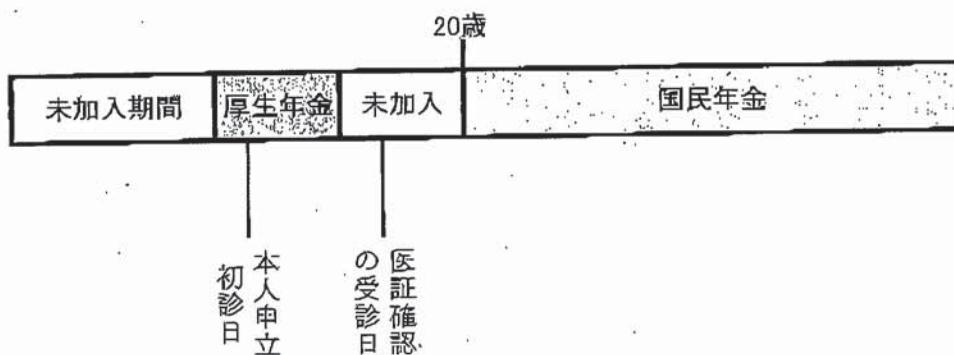


② 本人の申立等を基に初診日を判断する事例 2



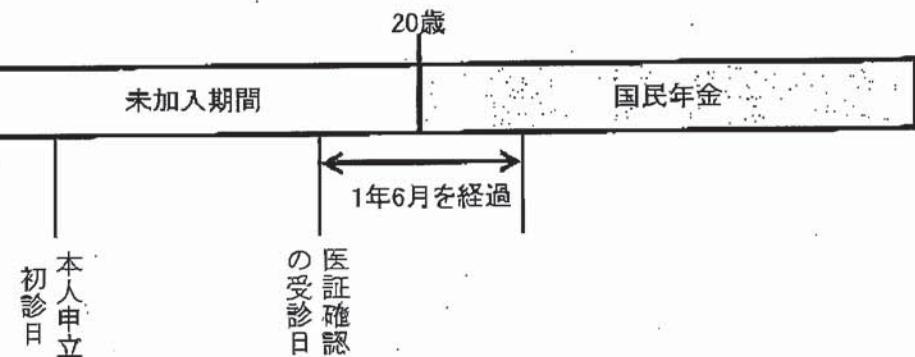
③ 参考資料を確認し初診日を判断する事例 1

20 歳より前に厚生年金保険被保険者期間があり、20 歳前受診証明では、初診日が厚生年金保険被保険者期間か否か判断できない場合であって、本人の申し立てた初診日が厚生年金保険被保険者期間である場合



**(4) 参考資料を確認し初診日を判断する事例2**

20歳前受診証明では、障害認定日が20歳に達した日以前であるか否か判断できない場合であって、本人の申し立てた初診日によると障害認定日が20歳に達した日以前である場合



別紙

平成〇年〇月〇日

日本年金機構給付企画部障害認定業務検討PT 御中

〇〇事務センター

20歳前障害基礎年金の初診日にかかる審査について(協議)

20歳前障害基礎年金の初診日にかかる審査について、下記の請求者について  
協議いたします。

記

1. 請求者氏名	
2. 生年月日	
3. 基礎年金番号	
4. 添付書類	

以上

担当者

〇〇事務センター

氏名：〇〇 〇〇

11〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇